

# 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会と称し、英文では、Japan Primary Care Association と表記する。

### (事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

**2** この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

**第3条** この法人は、人々が健康な生活を営むことができるように、地域住民とのつながりを大切にした、継続的で包括的な保健・医療・福祉の実践及び学術活動を行うことを目的とする。

### (事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会、教育集会（セミナー、ワークショップ）等の開催
- (2) 会報及び機関誌、学術図書等の発行
- (3) 専門職の育成及び認定
- (4) 保健、医療、福祉に関する普及啓発活動、政策提言、調査研究支援、倫理性の評価
- (5) 内外の関連団体との連携
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### (事業年度)

**第5条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会員

### (種別)

**第6条** この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した個人であって学生である者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 国際会員 この法人の目的に賛同して入会した個人であって主に日本国外で活動する者

**(入会)**

**第7条** 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

**2** 入会は、理事会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

**(会費)**

**第8条** 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

**(会員の資格喪失)**

**第9条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 1年以上会費等を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

**(退会)**

**第10条** 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

**(除名)**

**第11条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経たうえ、社員総会において総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

**2** 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

**3** 本条に定めるもののほか、除名に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、規則をもってこれを定める。

**(会員資格喪失に伴う権利及び義務)**

**第12条** 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

**2** この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 代議員

#### (代議員)

**第13条** この法人は、概ね正会員10人の中から、1人の割合をもって選出される代議員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

#### (代議員の選出)

**第14条** 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は、社員総会において定める役員選出規則による。

**2** 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

**3** 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

#### (代議員の任期)

**第15条** 代議員の任期は、選任の2年後に行われる代議員選挙により新たな代議員が選出される時までとする。

**2** 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わないものとする。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないものとする。

**3** 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### (会員の権利)

**第16条** 代議員でない会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 同法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 同法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 同法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 同法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 同法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）

- (7) 同法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

## 第4章 役員等

### （種類及び定数）

**第17条** この法人に、次の役員を置く。

理事 30名以上43名以内

監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

### （選任等）

**第18条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会の決議によって、必要に応じて理事の中から専務理事を選任することができる。ただし、専務理事は1名以内とする。

5 理事会の決議によって、理事の中から副理事長を選任することができる。ただし、副理事長は4名以内とする。

6 理事会の決議によって、理事の中から常務理事を選任することができる。ただし、常務理事は5名以内とする。

7 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

8 役員候補者の選出に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、社員総会において定める役員選出規則による。

### （理事の職務・権限）

**第19条** 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を統轄するとともに代表して、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長が指定する特定の業務についてこれを統轄し、副理事長その他の理事を指揮してその業務を執行する。

4 副理事長は、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5 常務理事は、副理事長を補佐し、理事長が定める業務を所掌する。

6 理事長及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### （監事の職務・権限）

**第20条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときはその調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

**第21条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

**2** 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

**3** 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

**4** 役員は、辞任又は任期満了後においても、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

**第22条** 役員は、いつでも社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

**第23条** 役員は無報酬とする。

**2** 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

**第24条** この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任し、社員総会において承認を得るものとする。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問の職務)

**第25条** 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

#### (名誉理事長)

**第26条** この法人に名誉理事長を置くことができる。

2 名誉理事長は、理事長経験者の中から、理事会において選任するものとする。

3 名誉理事長は無報酬とする。

### 第5章 社員総会

#### (種類)

**第27条** この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (構成)

**第28条** 社員総会は、代議員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

#### (権限)

**第29条** 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (4) 会費の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### (開催)

**第30条** 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 総代議員の議決権の10の1以上を有する代議員から、会議の目的である

事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

**(招集)**

**第31条** 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

**(議長)**

**第32条** 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

**(定足数)**

**第33条** 社員総会は、総代議員の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

**(議決)**

**第34条** 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総代議員の3分の1以上が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

**(書面表決等)**

**第35条** やむを得ない理由のため社員総会に出席できない代議員は、議長又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

**(議事録)**

**第36条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

## **第6章 理事会**

**(構成)**

**第37条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

**(権限)**

**第38条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項及びその他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所並びにその他重要な組織の設置、変更及び廃止

#### (種類及び開催)

**第39条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第20条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### (招集)

**第40条** 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議長)

**第41条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

**第42条** 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

**(議決)**

**第43条** 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

**(決議の省略)**

**第44条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

**(報告の省略)**

**第45条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第19条第4項の規定による報告には適用しない。

**(議事録)**

**第46条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名しなければならない。

## **第7章 委員会**

**(委員会)**

**第47条** この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## **第8章 財産及び会計**

**(財産の管理・運用)**

**第48条** この法人の財産の管理・運用は、理事長が理事会の議決のもとに行う。

**(事業計画及び収支予算)**

**第49条** この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及

び支出をすることができる。

**3** 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

#### **（事業報告及び決算）**

**第50条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において承認を得るものとする。

**2** この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

#### **（剰余金の分配）**

**第51条** この法人は、剰余金の分配は行わない。

#### **（会計原則）**

**第52条** この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

### **第9章 定款の変更、合併及び解散等**

#### **（定款の変更）**

**第53条** この定款は、社員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

#### **（合併）**

**第54条** この法人は、社員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併をすることができる。

#### **（解散）**

**第55条** この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

#### **（残余財産の処分）**

**第56条** この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

### **第10章 事務局**

#### **（設置等）**

**第57条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 この法人は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、理事会の承認を得て事務局業務の全部又は一部を外部に委託することができる。
- 3 事務職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

#### (備付け帳簿及び書類)

**第58条** 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿、代議員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関である理事会及び社員総会の議事に関する書類
  - (6) 財産目録
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

### 第11章 情報公開及び個人情報の保護

#### (情報公開)

**第59条** この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

#### (個人情報の保護)

**第60条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

#### (公告)

**第61条** この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 第12章 補則

#### (委任)

**第62条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。